

「団体・サークルガイド」「人ネットガイド」「出前講座」を利用していただく。

■「団体・サークルガイド（平成20年度版）」

市内で活動するさまざまな文化団体・スポーツ団体を紹介しています。これから新しいことに取り組んでみたいという方など、ぜひご覧ください。

※掲載している団体は、社会教育関係団体と文化協会加盟団体です。

■指導者情報なら「人ネットガイド」

友達と一緒に絵を習いたい、町内会・自治会で講座を企画したい、そのようなときに役立ちます。

「羽村市生涯学習まちづくり人材バンク」に登録している指導者を紹介しています。

■羽村のことを知りたい場合は「出前講座」

市の職員が、市民の皆さんが主催する学習会などに講師として出向き、市役所の仕事や事業などについて説明します。およそ50講座を用意しています。

※講座内容、申込方法など詳しくは、「講座メニュー」をご覧ください。お問い合わせしてください。

「団体・サークルガイド」「人ネットガイド」「出前講座メニュー」は、市内各公共施設で配付しています。ぜひ、利用してください。

問合せ 生涯学習課生涯学習係 ☎ 570-10707

平成 20 年 6 月 1 日（日） 改正道路交通法の一部が施行されました

◆普通自転車の通行などに関する新しいルール

- 次の場合、自転車は歩道を通行することができます
 - ・ 13 歳未満の幼児・児童と 70 歳以上の高齢の方
 - ・ 車道または交通の状況からみて、自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ない場合

これまでどおり、道路標識などで指定された場合を除き、自転車は車道の左側を通行することが原則です。
 - 保護者は自転車を運転する 13 歳未満の幼児・児童や、補助いすなどで自転車に同乗する幼児にヘルメットを着用させるよう努めなければなりません
- 自転車乗車中に転倒した場合、頭部に大きな衝撃が加わることから、ヘルメットの着用はけがから身を守るために大変有効です。幼児・児童用ヘルメットは、2,000 円程度から販売されています。
- 自転車を運転する場合、携帯電話の使用や傘を差しながらの運転、ヘッドホンで音楽を聞きながらの運転も大変危険です。事故を起こした場合、責任を問われる可能性もあります。絶対にやめましょう。

◆自動車に関する新しいルール

- 後部座席のシートベルト着用が義務になります
- 急ブレーキなどにより、前後左右に大きく揺られ、乗員同士が激しくぶつかってしまうなど、後部座席だからといって決して安全ではありません。シートベルトを正しく着用し、事故時のけがから身を守りましょう。
- 高齢運転者標識・聴覚障害者標識の表示が義務となります
- これまで 70 歳以上の高齢の方は、高齢運転者標識の表示が努力義務でしたが、75 歳以上の高齢の方は表示が義務となりました。また、聴覚に障害のある方は、自動車運転時に聴覚障害者標識の表示が義務となりました。
- 高齢運転者標識・聴覚障害者標識を表示する自動車に対する幅寄せや割り込みなども禁止されています。思いやりのある運転を心がけましょう。
- ※改正道路交通法の内容などについて詳しくは、福生警察署交通総務課（☎ 551-0110）へお問い合わせください。

問合せ 生活安全課交通・防犯係



▲ 高齢運転者標識



▲ 聴覚障害者標識

納期内納付にご協力を！

市民サービスなどに市税を有効に活用するため、納期を守って納めてください。

納期限までに納めない場合

納期限の翌日から納めた日までの日数に応じて、市税の額に年14・6%（納期限の翌日から1か月間は、「年7・3%」と「前年の11月末日の商業手形の基準割引率+4%」のいずれか低い割合）を乗じて計算した延滞金を納めなければなりません。

市税などの徴収強化

滞納している方には、まず督促状を発送し、次に文書や電話などで納税を促します。その

後も滞納が続く場合は、納期限までに納めた方との公平性の確保や市民サービスなどを行うため、滞納している方の給料や生命保険、財産（不動産・預貯金・自動車など）を差し押さえ、さらにその財産を公売するなどの滞納処分を行います。

現在、徴収体制を強化し、搜索や不当利得返還請求権に伴う利息の支払い請求権（過払金）の差押えを行っています。

問合せ 納税課納税担当

○滞納処分の流れ

督促状

督促状が届いた場合は、速やかに納めてください。
※金融機関窓口などで納めてから市が確認できるまでに数日かかるため、納期限を過ぎて納めた場合、督促状が発送されることがあります。ご了承ください。

財産の差押え

督促状を発送した日から10日を過ぎても納めない場合は、財産の差押えなどの滞納処分を行います。差押えが行われると、滞納者はその財産を処分することができなくなります。
※差押えの対象となる財産には、土地・建物といった不動産、預金や給料、売掛金といった債権、または動産、有価証券などがあります。

差押財産の公売

差押えを受けてもなお納めない場合は、その財産を売却（公売）し、その売却代金を滞納市税に充当します。
※差押財産が債権の場合は、直接取り立てを行い、その金銭を滞納市税に充当します。

光化学スモッグが

発生する時期です

光化学スモッグは、自動車の排気ガスなどが太陽の強い紫外線を受けて変化したものです。

夏に多く発生し、日射しが強く風が弱い日には、特に発生しやすくなります。

光化学スモッグ注意報が発令された場合、市では主な公共施設に看板を設置してお知らせしています。

光化学スモッグ注意報が発令された場合や、目やのどに痛みを感じたり、目がチカチカしたりするなど体調が悪くなったときは、屋外にはなるべく出ないようにしてください。

※東京都環境局ホームページでは、随時、発令情報を見ることが出来ます。また、パソコンや携帯電話への情報配信サービス（メール）の受付を行っています。詳しくは、東京都環境局ホームページをご覧ください。

問合せ 環境保全課環境保全係

春の市内いっせい美化運動・春の花いっぱい運動を行いました

5月25日(日)に行った、春の市内いっせい美化運動では、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみを合計6,025kg回収しました。

また、春の花いっぱい運動では、サルビア・マリーゴールド・ペコニアが花壇や道路沿いに植えられました。

時折強い雨が降る中での作業でしたが、市内をきれいにし、花でいっぱいにすることができました。ご協力ありがとうございました。

問合せ いっせい美化運動…生活環境課生活環境係／花いっぱい運動…産業活性化推進室農業観光振興係

雨の日のごみの出し方

雨の日の資源ごみAの出し方は次のとおりです。

①濡れてもリサイクルできる紙類（新聞紙、雑誌・雑紙、ダンボール）

紙類は、濡れてもリサイクルできます。ひもで束ねて、普段と同じ場所に出してください。雨を気にして、軒下などの普段と違う場所に出すと、収集もれの原因となります。必ず、普段と同じ場所に出してください。

②濡れるとリサイクルできない布類（古着・古繊維）

布類は濡れてしまうとリサイクルできません。翌週の資源ごみAの日に出してください。

※ビニール袋に入れて布類を出してしまうと、そのビニール袋がごみになってしまいます。また、ビニール袋をかぶせても運搬途中で濡れてしまう可能性があります。布類は雨の降っていない収集日に、ひもで束ねて出してください。

【資源ごみAの出し方のポイント】

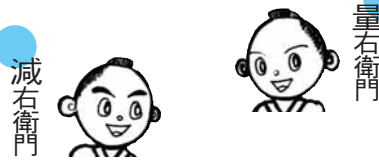
○資源として再利用できる紙ひもをできるだけ使用してください。

○領収書や手紙などプライバシーが気になるものは、宛名の部分は切り取って「燃やせるごみ」とし、残りは「雑紙」として出してください。

○下着や靴下、汚れのひどい紙類や古着は資源となりません。「燃やせるごみ」で出してください。

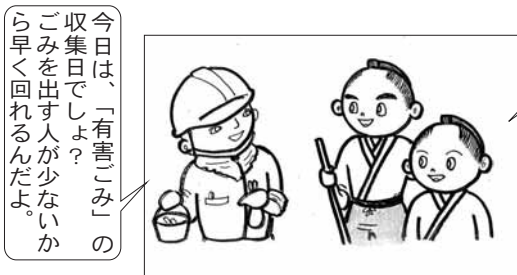
問合せ 生活環境課生活環境係

たま川兄弟 減右衛門と量右衛門のこれやってる？
＜ごみを出すのは午前8時までの巻＞



おはよう！

あれ？。
今日の収集はずいぶん早いですね。



今日は、「有害ごみ」の収集日でしょ？
ごみを出す人が少ないから早く回れるんだよ。

どうしてこんなに、収集するのが早いのですか？



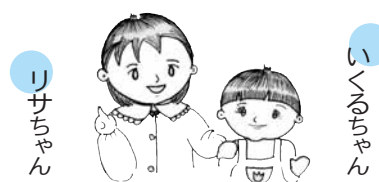
そうなんですか？

出発する時間はいつも同じだけど、収集する種類が毎日違うから、みんなの家を回る時間は毎日違うんだよ！



なるほど！だから、収集を始める午前8時までにごみを出しておかないといけないんですね！

他にも、天気や道路状況で道順を変えることもあるからね！



ごみ しっかり分別 きっちり資源へ